

農業委員会総会議事録

(令和5年10月10日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年10月10日(火) 午後3時00分

場所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は、皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

10月になりまして、朝晩は涼しい日が多くなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。これから米をはじめいろいろな農作物の収穫と出荷の最盛期を迎えますが、この時期は、1日の気温の差が大きくなりますので、委員の皆さんには体調を崩されないようくれぐれもご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、13番の三原勉委員と14番の木下三智也委員を、書記に事務局の上野亮二主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請25件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、自家消費目的の所有権移転に伴う申請です。譲受人は、泗水町で自家消費用としてブドウと野菜を作付されている会社役員で、申請地にはブドウと露地野菜を作付される計画です。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は、自動車修理販売業を営む兼業農家で、申請地にはビニールハウスを設置し、サツマイモの苗床などを作られる計画です。譲受人はサツマイモの作付を広くされておりますが、所有する農地の一部を自動車修理販売用地として利用しており、地区委員会において、農地法第3条第2項第1号の不許可要件に該当する可能性があり、継続審議とすることが妥当との協議結果でございました。ご審議、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、2番は継続審議とすることに決定いたします。
次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、桃を作付されている農家で、申請地には桃を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付されている農家で、申請地にはネギを作付される計画です。

5番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は無職で、申請地にはトマト、キュウリ、ジャガイモを作付される計画です。譲受人に、先日の地区委員会にご出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

6番は、子へ贈与による所有権移転で、持分を一部移転される申請です。譲受人は、水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。譲受人は、水稻、ジャガイモを作付されている農家で、申請地にはレイシを作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

9番、10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、義理の姉に贈与するため所有権を移転される申請です。申請地は、今年8月、父親名義の土地を譲渡人が一旦相続されましたが、ご本人により耕作はできないということで、これまで耕作されてきた義理の姉に贈与されるものです。譲受人は、これまで申請地でミカン、梨を栽培されており、申請地では引き続きミカン、梨を栽培されます。

10番は、耕作の便宜上取得するために、所有権を移転される申請です。小面積ですが、所有農地の隣接地で所有農地と一体として利用されます。譲受人は、ミカンを栽培されており、申請地におきましてもミカンを栽培される予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま9番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、11番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、隣接地を耕作の便宜上取得のための、所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

12番は、共有者へ持分贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま11番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、14番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

14番と15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲及びナスを栽培されている農家で、申請地にはイチジクを作付される

計画です。

15番は、共有者への持分贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及びトマトを栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま14番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、16番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

16番から19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は、造園業を営む兼業農家で、許可後は造園用樹木の苗木を作付される予定です。

17番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は、水稻、露地野菜を作付される予定です。

18番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請です。譲受人は、スポーツジムを営む自営業者で、申請地には、許可後、ジムの練習生と共に、トマト、イチゴを作付される予定です。なお、収穫した野菜は、譲受人とジムの練習生に分配される計画です。

19番は、弟から兄に売買による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜を栽培されており、申請地にはミカンを作付される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題なしの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま16番から19番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、20番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

20番から25番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、スイカ、ナスを栽培される專業農家で、許可後は、ナスを作付される予定であります。

21番は、所有権移転の申請で、いところへ贈与されるものであります。譲受人は、水稻、イチゴ等を栽培されており、許可後は、水稻を作付される計画であります。

22番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。譲受人は兼業農家で、許可後申請地には露地野菜を作付され、生産物は申請人及び親戚で消費される予定であります。

23番は、子の妻へ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は、キュウリ、ホウレンソウを作付される專業農家で、申請地には、引き続きキュウリ、ホウレンソウを作付される予定であります。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請で、譲受人は、スイカ、メロンを栽培される專業農家で、申請地には、引き続きスイカ、メロンを作付される予定であります。

25番は、新規就農のため使用貸借権設定の申請であります。許可後は、スイカ、ニガウリを作付される計画であります。農家への研修も既に済まされ、今後においても夫婦2人で農業に取り組み、規模拡大等も計画されております。借受人には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聴き取り調査を行っております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま20番から25番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、令和4年9月13日付で許可を受けられた「産業廃棄物中間処理施設」の事業計画の一部を変更するため申請されたものです。変更の主な内容は、施設内の処理棟及び管理棟の規模を縮小されるもので、理由といたしましては、今般の資材価格の高騰による計画の見直しとなっております。縮小する規模につきましては、当初計画していた建築面積を、処理棟は1,136.12㎡から371.55㎡へ、管理棟が286.46㎡から202.77㎡へそれぞれ縮小される計画です。今回の変更で、新たな農地取得はなく、事業面積も当初計画のとおりでございますが、変更内容が施設の規模を縮小されるものであることから、許可基準に基づき、変更後の転用面積が適正かどうかを再度地区委員会において検討いたしました。変更後の土地利用計画は、施設の縮小に伴い生じた面積を通路、作業スペースに充てるほか、処理棟建築予定地を隣接境界から敷地中央部へ移転することで、当初計画よりも周辺環境に配慮した配置計画となっているようで、転用面積につきましても、適正なもの判断いたしました。

なお、今回の変更に伴い、農業委員会への事業計画変更承認申請のほか、新たに関係部署との協議が必要となりましたが、当該協議については、全て終了した旨の通知が、熊本市環境局から事業計画者あてに通知されていることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、今回の事業計画の変更については、転用許可基準を満たしており、申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請8
件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準
に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

2 2 番 西富大二郎委員

2 2 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1 番は、農業を営む個人が営農型太陽光発電設備の設置期間満了に
伴う更新3回目の一時転用の許可申請です。農地区分は、農用地区域
内にある農地です。農用地区域内にある農地の転用は原則不許可です
が、申請地を仮設工作物の設置などの一時転用に該当するものとして
不許可の例外に該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太
陽光発電設備を設置し、発電事業を継続して行う計画です。設備の内
容は、高さ1.8mから2.3mの支柱を建て、太陽光パネル1,0
08枚、発電容量257.04kW、遮光率は90.0%で、パネル
の直下面積は1,635.48㎡です。転用面積は、支柱杭の258
本分にフェンス部分と高圧受電設備及びパワーコンディショナーの設
置面積を合わせた13,213.8㎡です。太陽光パネルの下部におい
ては、サカキと牧草を生産されていますが、本年2月末の農作物の生
産に係る状況報告には、サカキが地域の平均的な反収2,000本に
対し、反収2,650本で132%、牧草は地域の平均的な反収4,
040kgに対し4,500kgで111%が収穫されており、知見を
有する者からは、現状においても今後の収穫量の確保は十分可能だど
の意見でした。

また、支柱を含め営農型太陽光発電設備を撤去するに必要な資力を
証する資金証明書に加え、事業終了等による原状回復のための設備撤
去指導がなされた場合は、当該設備を解体撤去する旨の確約書の提出
がなされております。

また、周辺農地の営農状件に支障を生じる恐れはないものと判断さ

れることから、一時転用期間の3年間の更新は適当であると判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で検討したところ、更新は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、1番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　続きまして、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断いたしました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積892㎡に大型車両7台、中型車両2台分の駐車場を整備される計画で、土地の形状上、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。なお、本申請地は、申請人が平成27年に駐車場として利用する目的で無断転用を行っており、農地法に違反したことについて深く反省している旨の始末書が添付されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、3番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、自宅周辺で農地以外の土地を含め代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

今回の申請地は、所有される農地の一部を利用して農業用倉庫を建築されるもので、土地利用計画は、1,945㎡のうち331.48㎡に建築面積184.28㎡の農業用倉庫1棟を建築する計画となっており、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は、令和6年1月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会での現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、4番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

4番、5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されず。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。また、申請人は申請地周辺の集落に居住しており、貸資材置場として農地転用するため、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請人が土地を整地のうえ、ハウス農家を営む同じ町内の人に貸し出し、農機具等を保管する資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和5年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

5番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されず。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。また、申請人は申請地周辺の集落に居住しており、貸駐車場として農地転用するため、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設であると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積971㎡に事業者への貸駐車場としておよそ40台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。なお、今回の申請については、開発指導課より開発許可不要である旨の回答を得ております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、6番、お願いいたします。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含め代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積475.99㎡に個人住宅1棟の計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和6年4月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、7番。

20番 宮本淳一

20番委員、宮本です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につきましては問題ありません。開発許可が必要となりますが、分家住宅として開発指導課へ事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は、令和6年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

23番 福嶋德行委員

23番委員、福嶋です。

8番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、倉庫及び物置建築のための転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地132㎡に鉄骨造り合金メッキ鋼板造り平屋建て倉庫1棟及び木造セメント瓦ぶき平屋建て1棟が建築されております。工場はミカン選果場及び機材や出荷用資材置場として利用され、転用面積は適正なものと判断いたします。

なお、この申請については、建物はいずれも熊本市と合併前の植木町都市計画における建築工事のため、開発については許可不要となっております。資金計画、排水計画などに問題はなく、事業内容、周囲の

状況から周辺の農地への影響もないものと思われま。農地法などに無知だったことから転用をせず既に物置は昭和25年に、倉庫は平成18年に建設されており、農業委員会から農地転用許可が必要な旨の通告を受け、今回の申請に至っております。今後このようなことがないように心がける旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地条件及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請17件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。
　　それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、飲料製造業を営む法人が敷地拡張のため所有権を取得して駐車場へ転用する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の既存施設の2分の1を超えないものに該当するものと判断いたしました。既存施設の面積は67,787㎡は、提出された資料で確認しております。また、申請に至った経緯につきましては、これまで施設用地の隣地を駐車場として賃借していた土地の契約が終了することになり、駐車場の不足が生じるため代替地を必要としていたとのこと。

土地利用計画は、総転用面積3,218㎡に不足する従業員の駐車場として普通車36台分、工場の大型貨物車両待機駐車場として31台分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものとして判断されま。工事期間は令和5年12月30日までの予定で、許可後、速やか

に着手されることを確認しております。また、開発許可は不要であることを確認しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。

2番は、物流業を営む法人が新たに事務所及び関連施設を建設したことによる敷地拡張のため所有権を取得して駐車場へ転用する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の既存施設の2分の1を超えないものに該当するものと判断いたしました。既存施設の面積の18,147㎡は、提出された資料で確認しております。

土地利用計画は、転用面積2,204㎡に大型貨物車両の駐車場として28台分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年1月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可は不要であることを確認しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番と2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、1番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区

分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積400㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への開発行為事前審査中のことです。工事期間は令和6年12月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、使用貸借権設定による農業用倉庫及び農漁業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広りのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断いたしました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、登記面積978㎡に農業用倉庫1棟、農漁業用資材置場1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。なお、本申請地は、申請人が農業資材置場、漁業用貯水槽として利用する目的で無断転用を行っており、農地法に違反したことについて、深く反省している旨の始末書が添付されております。工事期間は、令和5年12月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま3番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

5番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内で、上下水道管2管の通った沿道の区域かつ500m以内に複数の医療施設と小学校がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積355.05㎡、転用面積154㎡に個人住宅、木造2階建て1棟を増築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。ただ、申請地は既に宅地の一部として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、令和7年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、賃貸借権設定による店舗への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったために、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,462.97㎡、転用面積1,701㎡にコンビニエンスストアの店舗を1棟、物置1棟及び普通車両19台分の駐車場と転回スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、申請地は以前貸し駐車場として利用されていたことにより、砂利敷きされており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和6年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

7番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区

分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の拡張で既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、現在使用している隣接する資材置場が事業拡大により手狭になったため、敷地拡張し、転用面積917㎡に鋼矢板約670枚の保管場所及びクレーン車2台分の重機置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

8番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,524㎡に建売住宅、木造2階建て5棟及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和6年12月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

9番は、賃貸借権設定による漁業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も、同地区内に居住されております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積394㎡にアンカーロープ、いかだ用フロート等の漁業用資材置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は以前養鶏場として鶏舎が設置されていた経緯があり、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和6年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

す。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま5番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

10番から11番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

10番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に農家住宅1棟74.53㎡を建築される予定で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年10月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。なお、申請地は既に埋立てがされており、今後は農地法を遵守する旨の始末が添付されております。

11番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権を移転し建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地4区画を造成され

る計画で、転用面積は適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画等について問題はなく、周辺の農地への影響もないものと思われます。工事は令和7年12月20日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま10番、11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

20番 宮本淳一

20番委員、宮本です。

12番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、所有権移転による通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を申請人が所有する畑への通路として使用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番、14番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し集合住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に集合住宅2階建て1棟3世帯分を建築される計画です。この案件に関しましては、現時点において開発許可見込みが不透明であり、また、事業計画について確認すべきことがある

ため、地区委員会において検討した結果、継続審議とするものとなりました。

15番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に自家用車駐車場2、3台の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件のうち、13番、14番を除く2件については、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま12番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、12番と15番については申請どおりに許可、13番と14番については継続審議と決定いたします。
　　続きまして、16番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

16番から17番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、太陽光発電工事の請負等を営む法人が太陽光発電施設のための賃貸借権設定の転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。

土地利用計画は、他地目含めた総事業面積は9,929.77㎡に太陽光パネル5,670枚、発電出力878KWですが、このエリアは既に平成26年3月の総会で許可を受け工事も完了し、使用開始さ

れております。今回の申請に添付された始末書によりますと、当時、太陽光パネル設置のために譲渡した土地の計画に合わせて分筆、他の譲渡した複数の土地を本件申請地の所有者であり、申請者、地権者とともに現場での土地境界認識が不明瞭であったためと記されています。当時の計画図の面積は、今回の申請地1, 148㎡が含まれた計画となっています。改めて全体事業計画、残高証明書、認定通知書、九電への負担金請求等の添付書類も添付されております。また、土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。今回、融資期間の見直しの際、間違いが発覚し今回の転用申請に至ったところです。今後このようなことがない旨の始末書が提出されております。

17番は、個人住宅建設のための、所有権移転の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。

土地利用計画は、申請地3筆合わせて申請地318.36㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。工期は許可日から令和6年8月31日までを予定とされており、許可後、速やかに着手することを確認しております。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響はないものと思われます。なお、集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地条件及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま16番、17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号及び第6号議案並びに第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号、第6号及び第7号議案は関連ですので、併せて説明します。まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

一覧は、議案書14ページになります。

初めに、所有権移転です。明細は、15ページの1番から20ページの17番までの合計17件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は、17件合わせて田2万6,399㎡、畑1万4,758㎡の合計4万1,157㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は、20ページの18番から26ページの32番までの合計15件です。契約期間別では6年未満が8件、10年以上が7件で、面積は15件合わせて田8万6,494㎡、畑7,498㎡の合計9万3,992㎡です。権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、果樹、露地野菜、その他です。

次に、再設定分です。明細は、26ページの33番から36ページの46番までの合計14件です。契約期間別では6年未満が7件、6年以上10年未満が1件、10年以上が6件で、面積は14件合わせて田5万6,114.91㎡、畑3万2,986.64㎡の合計8万9,101.55㎡です。権利の種類は賃借権及び賃貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜です。

続きまして、第6号議案です。一覧は37ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は、38ページの1番から55ページの45番までで、契約期間別では6年未満が6件、10年以上が39件で、面積は45件合わせて田14万3,959㎡、畑1万6,997㎡の合計16万9,956㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。このうち全てが一括方式となります。

以上の案件については、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号及び第6号議案の説明については以上です。

最後に、第7号議案、農地利用集積等促進計画について説明します。明細については、議案書56ページ、1番から59ページ、7番までの7件になっています。

なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっております。併せてご確認お願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号及び第6号議案につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしております。また、第7号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

1番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が運用されていることが地区委員会で報告されております。

以上1件、先日の地区委員会において地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から8番までの合計164件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長

次に、次第6のその他です。

まず、推進委員と農業委員の申込状況と今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

お手元に農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選についてという資料と、A4とA3でつづっております農業委員の任期満了に伴う改選についてと書いてある資料があるかと思います。お手元をお願いいたします。

まず、農地利用最適化推進委員のほうについてご説明申し上げます。

こちらの1ページ目の資料は、7月の総会で説明した資料と同じものになっております。1番の概要ですが、記載のとおり、来年4月14日に任期満了となりますことから、農業委員会で募集を行いまして、農地利用最適化推進委員選考委員会において、申込者の評価及び候補者の選考を実施しまして、その結果を農業委員会に報告することとなっております。その後、農業委員会が次期農地利用最適化推進委員の候補者を決定しまして、最終的な決定及び委嘱につきましては、改選後の農業委員会で行うこととなります。

次に、2番の募集人員でございます。条例の規定によりまして、表に記載のとおり、市全域で48名を区域ごとに人数を定めて募集を行いました。

3番の委嘱までのスケジュールについてご説明いたします。今後は、11月8日、次回の総会開催時の午前中に選考委員会の開催を予定しております。その選考結果の報告を受けて、12月の総会にて次期推進委員の候補者を決定していただきたいと考えております。なお、令和6年4月の改選後の農業委員会総会で、推進委員の選任議案を議決した後、農業委員会として新しい推進委員を委嘱することになります。

続いて、2ページ目をご覧ください。

現在の申込状況になります。市域全体48名の定員に対しまして、50名の申込みがっております。申込者や推薦者の詳細につきましては、本市のホームページ上で公表しておりますので、本日の資料からは省略させていただいております。

3ページ以降につきましては、選考委員に関する要項関係を添付しております。主なものとしまして、4ページの第8条第1項で、農

業委員会は選考委員会に候補者の選考を求める。また、第2項で選考委員会は候補者を選考した上で、農業委員会に報告するとされております。

次の5ページをお願いいたします。

こちらは第3条で、選考委員会の委員は地区委員会から選出された1名の農業委員等をもって充てる。第4条で委員の任期は農業委員の任期とすると規定されております。

最後に6ページでございます。

現在の選考委員の名簿となっております。現農業委員の任期当初に各地区委員会から選出いただいております。こちらにつきましては、11月8日水曜日午前10時から選考委員会を農業委員会室にて開催いたします。正式なご案内につきましては後日送付したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

推進委員の改選につきましては、以上でございます。

続きまして、農業委員の任期満了に伴う改選のほうをご説明いたします。

A4の用紙につきましては、こちらも7月にご説明しました資料となっております。1番と2番の概要については記載のとおりとなっております。

次に、A3の資料になります。農業委員の申込状況を取りまとめておりまして、こちらも本市のホームページ上に公表しているものでございます。申込状況としましては、定員24名に対しまして、推薦を受けた者26名、応募した者1名、合計の27名となっております。内訳としましては、農業者が24名、農業者以外、中立委員が3名ということになっております。

今後のスケジュール等につきましては、またA4、1枚目に戻っていただきまして、下段3番のスケジュールに記載のとおり、10月中旬に外部委員3名、農政部長、農業委員会事務局長計5名で構成されます選定委員会が開催され、11月から12月にかけて農業委員候補者を選定ということになります。令和6年第1回定例会市議会に人事案件として提案、議決を経た後、令和6年4月に市長から任命を受ける農業委員任命式を行いまして、任期の開始となります。

以上、ご報告となります。よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

一 同 (発言する者なし)

議長 ないようですので、それでは、推進委員候補者の選定に当たりましては、選考要項の規定に基づき、選考委員会に候補者の選考を求めることといたします。

次に、地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 令和6年度末までに策定することになっております地域計画についての先月に引き続き、進捗状況の報告を行います。

まず、本年度は先行の5地区について策定することにしており、農業委員会の役割である目標地図の作成、地元協議への参画に取り組んでいるところです。9月29日には、天明地区の宇土開地区、10月2日には城南地区の豊田地区においてそれぞれ第1回の協議が行われました。なお、参加者については、地元農区長、土地改良区代表、JA、熊本県農業公社などとなっております。あわせて、農業振興課・室、農業委員会各分室、事務局も参加して協議を行っています。

今後の予定としては、本日10月10日、植木地区の大井地区、10月24日には中東部秋津地区においても、第1回目の協議を行う予定です。あわせて、10月中には白浜新地地区、河内地区になりますが、こちらで2回目の協議を予定しております。令和6年12月までに、農業委員会では市内54地区全ての目標地図作成を終了させなければなりません。先行地区以外の49地区についても、目標地図作成着手が可能な地区から順に作成及び地元協議をしてまいります。

なお、今後の予定については、分かり次第総会にて、またご報告させていただきます。皆様のご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

一 同 (発言する者なし)

議長 ないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定に

より、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会により議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時20分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年10月10日

議長 福原 幸一

署名委員 三原 勉

署名委員 木下 三智也

書記 上野 亮二